提供日 2023/03/10

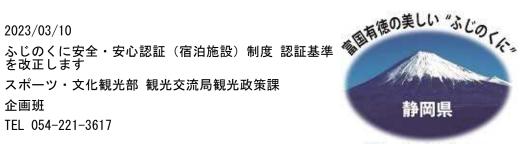
タイトル

を改正します

担 当 スポーツ・文化観光部 観光交流局観光政策課

連絡先 企画班

TEL 054-221-3617



Shizuoka Prefecture

# ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度 認証基準を改正します

国の新型コロナ対策の変更に伴い、ふじのくに安全・安心認証(宿 泊施設)制度における認証基準を改正します。

# 1 名称

ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度

## 2 内容

「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日新 型コロナウイルス感染症対策本部決定)等を受け、お客様及び従業員 のマスク着用を求めていた項目を削除する等、令和5年3月13日付 で、認証基準の項目数を115項目から52項目へ緩和します。

### <主な改正項目の例>

<u> </u>	
改正前	改正後
お客様及び従業員のマスク着用	削除
フロントデスク(受付窓口)のビニールカーテ	削除
ン等による遮蔽	
	接触頻度の高い箇所や備品に対して、 <u>適時</u> 清
	拭消毒を実施
(例:1回の受付ごとにコイントレイの消毒)	(例: <u>適時</u> コイントレイの消毒)
$\sqrt{11}$ which are $\sqrt{11}$ which are $\sqrt{11}$	0日1117月 かんせい イカセン インチャン

※「入館時の手指消毒」等は、令和5年3月13日以降も継続して実施していただく。

#### 備考 3

- ・「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び、改訂された「宿泊施設 における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第4版)」(令和5 年3月13日全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会等)に基づいて、 本県の認証基準を改正
- ・改正後の認証基準は別添資料のとおり